

「宇宙活動法」と「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律案」との関係

人工衛星等の打上げに係る許可制度



ロケット等の落下等により生ずる損害の賠償制度



人工衛星の管理※に係る許可制度



※「人工衛星の管理」
= 人工衛星管理設備を用いて、人工衛星の位置、姿勢及び状態を把握し、これらを制御すること

【許可申請書の記載事項】

- ・ 氏名又は名称及び住所
- ・ 人工衛星管理設備の場所
- ・ 人工衛星の利用の目的及び方法
- ・ 人工衛星の構造
- ・ 人工衛星の管理の終了に伴い講ずる措置（終了措置）
- ・ 人工衛星の管理の方法を定めた計画（管理計画）

【許可の審査基準】

- ① 人工衛星の利用の目的・方法が、宇宙基本法の基本理念や宇宙諸条約等に整合
- ② 人工衛星の構造が宇宙空間の有害汚染防止等基準に適合
- ③ 管理計画についての内容の適切性とその実行能力
- ④ 終了措置の際の安全確保等

【人工衛星の利用の目的及び方法】

- (1)測位、(2)通信・放送、(3)リモートセンシング、(4)科学的な探査 (5)宇宙資源の探査、(6)宇宙資源の開発



の追加
審査対象

記載事項の追加

宇宙資源の探査・開発のために更に対応すべき事項

◆ 探査・開発に関する事業活動についての審査

- 宇宙資源の探査・開発に関し、
- ✓ どのような物を（資源の種類や量）
 - ✓ どこで（採掘場所の特定等）
 - ✓ いつまで（事業活動の期間等）
 - ✓ どのように（調査・採掘等の態様）
- 行うかについて、許可の際に審査を行う等

◆ 探査・開発に関する事業活動に関する公表

- 場所の重複等による紛争の防止、周辺環境の安全の確保、事業活動に関する国際的な公示などの観点

◆ 宇宙資源の所有権の取得の承認

人工衛星の管理に係る許可の特例を規定

次の事項を定めた計画（事業活動計画）について

- その人工衛星を利用して行おうとする宇宙資源の探査・開発に関する事業活動の目的
- 当該事業活動の期間
- 当該宇宙資源の探査・開発を行おうとする場所
- 当該宇宙資源の探査・開発の方法

- ⇒ 許可申請書の記載事項に追加する。
⇒ 審査基準①と③(実行能力)に適合するか否かを審査対象に追加する。
(特例に係る許可をしようとする場合には、内閣総理大臣が事前に経済産業大臣に協議することも追加。)

公表制度、宇宙資源の所有権の取得を規定

- ・ 許可をした場合には、原則、事業活動計画の内容を公表する。
- ・ 事業活動計画に従って採掘等をした宇宙資源の所有権を認める。

※ 一定の人工衛星に搭載された人工衛星管理設備を用いて「人工衛星の管理」を行う場合も、許可の対象とする（宇宙活動法の一部改正）

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律
（宇宙活動法）

宇宙資源の探査・開発に関する事業活動の促進法案
（本法律案）